

発言通告に従い、一問一答で質問いたします。

1. 8050(ひきこもり)問題について

(1)ひきこもり家族への対応について(2点)

①相談窓口について

先般、ひきこもりの親の会の集まりで、お話を伺う機会がありました。これまで「8050問題」やひきこもりについては、議会でも度々とりあげられてきました。8050問題は、当事者の高年齢化と当事者を支えてきた親の高齢化が社会的な問題となっていますが、これまで、解決に向けた取り組みの遅れによって深刻さが増している問題といえます。

ひきこもり当事者の課題解決には、専門的で継続した対応が不可欠で、それぞれの症状に寄り添う支援体制が求められます。加えて、いま早急に必要なのは、当事者を支えている親への支援です。

今回、わが子のひきこもりに悩む皆さんの言葉から、様々な思いが伝わってきました。多くの親御さんたちが、「仕事ができるように」「自立できるように」「楽しく生きていけるように」と願う一方で、「踏み込んだ話ができない」「これ以上の経済的支援はきつい」「この先どうなるのか」という率直な不安や悩みを語られました。お話を伺いながら、まずは家族の思いを受け止める場所も、日常的な支援として必要です。

通常、行政の相談窓口は、その相談内容、つまり「何をしてほしいか」という目的によって、担当課や相談窓口が分かれるため、そこにつなぐことを目的としています。しかし、今回伺ったお話は、相談したい項目が含まれてはいるものの、実際はそこまで踏み込めない、本人が動かなければ支援につながらないため相談が終わってしまう、まさに第一段階ともいえるお話でした。しかし、ひきこもりの家族を孤立させないためには、明確な相談内容が定まっていなくても、現状を受け止めてくれる相談窓口が必要です。そこで質問します。

■8050問題を親自身の悩みとして傾聴する支援が必要だと考えます。見解を求めます。①

②家族への支援について

8050問題は、家庭の事情として親が抱え込み、長期化しているとも言えます。山口大学大学院医学系研究科の山根俊恵教授^{やまねとしえ}は、ひきこもり長期化の要因は、親が「子どもは引きこもりではない」と否認し、「その気になれば抜け出せる」と過小評価する傾向にあり、共依存的な家族関係になることで、問題意識がもてず周囲とのかかわりを受け入れられなくなること。「がんばって乗り越える」という考えに固執して「叱咤激励」をくり返し、やがて、あきらめの境地に至ってしまうことを指摘しています。家族の孤立が最悪の事態や事件を引き起こってから、問題が表面化するようなことがあってはなりません。

近年、困りごとや生きづらさを社会的に解決しようとする動きや考え方も進んでいますが、総合的・包括的な支援体制は一朝一夕にできるものではなく、当事者が抱える心の問題の解決にも時間を要します。8050問題は親支援から始まり、その向こうの当事者へと、段階的な支援が求められます。

先日伺ったお話で、「子どもが嫌がるので、自分が場を外す」「仕事が休みの日もできるだけ外出する」、「わが子とは言え怖いと感じることがある」「夜間、車の中で過ごすことがある」などの声が聞かれました。親としての責任を感じながら、家の中でも途切れない緊張感、不安を伴う危機感など、支える親御さんの心労にも胸が痛みました。精神的な支え、少しでもホッとできる空間があれば、心の負担軽減につながるのではないのでしょうか。次のステップへとつなげるための、親にとっての駆け込み寺、シュートステイできるような場所を提供することはできないのでしょうか。そこで質問します。

■ひきこもり家族を支えるための居場所づくりについて、見解をお聞かせください。②

2. 公務・公共労働について

(1) 契約先の問題について

1980年代から始まった「官民連携」「公民協働」の流れは、行財政改革の名のもとに進められ、国の予算の抑制、三公社の民営化、省庁の統廃合や地方行政の効率化などにより、地方自治体の行財政にも大きな影響を及ぼしました。その後も、「官から民へ」の流れは止まることなく、業務の民間委託や民営化などが拡大し、1990年代には、PFI(民間資金活用による社会資本整備)、指定管理者制度、市

場化テスト、包括的民間委託などの整備はさらに強められました。2012年12月、第2次安倍政権発足以降は、公共サービスを「産業化」することが称される一方、現場の経費削減、非正規労働への置き換えなどで、公共サービスの質に深刻な影響が広がっています。

公務・公共労働の市場化や民営化については、これまでも繰り返し取り上げ、これに対し「民間活力の導入」により「低廉かつ良質な公共サービスが提供される」と答弁されていますが、その「良質な公共サービス」を担保することは大きな課題となっており、自治体にはその責任があります。

先日、大分市の水道事業に係る契約先において、不当解雇、パワハラ、賃金や手当の不適正な引き下げが行われているとの情報が寄せられました。市の入札業者の条件には、当然のことながら「法令遵守」と書かれており、これまで議会でも「全ての関係法令等を遵守すべきことを明示している」と答弁されています。

公共サービス発注の財源は税金であり、「より安く、より良いもの」という考え方も一理ありますが、事業者側も儲けがなければ質の高い仕事を提供することはできません。「より安く」のしわ寄せが労働者に行き、不安定雇用や非正規雇用が拡大するのは問題です。

これまでの質問で、契約先の労務管理については、市に「踏み込む権限」はなく、「基本的に事業主と労働者が雇用契約を結び、管理されるもの」との認識が示されています。確かに、この答弁は間違いではありませんが、大分市の契約先がとんでもないブラック企業でも、それは雇用契約の問題なので市の責任の範疇ではありませんという姿勢では、公共の責任を果たしているとは言えません。公共事業は地域経済循環にも資するものです。地元企業の活性化のみならず、そこで働く労働者への影響も十分考慮し、一定のルールが求められます。特に法令違反については、厳しい対処が必要です。そこで質問いたします。

■契約先における労務環境に問題がある場合、市ではどのような対処が考えられるか、お聞かせください

い③

市の業務に係る契約に一定のルールを示す公契約条例の制定についても、これまでも繰り返し求めてきました。大分市としては「公契約に関する研究会」を行い、「公共工事設計労務単価の引き上げや最低制限価格の見直し」などで、「公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保にも取り組んで」いるというのが、これまでの答弁です。それを一定の形にするのが公契約条例だと考えます。

公的サービスの産業化は拡大し、その契約期間も長期化しています。これまでの答弁にあるように「公平、公正で透明性が高く、かつ適正な履行と品質が確保される入札契約制度の確立」を目指すのであれば、公契約条例としてルールを明確化すべきです。そこで、今回は視点を変えてお聞きします。

■公契約条例を制定する方向で議論が進まないのはなぜでしょうか。これまでの議論の経過も含め、考えをお聞かせください。④

3. 「公の施設」について

(1) 公園の維持・管理について（3点）

公の施設（おおやけのしせつ）とは、地方自治法第 244 条第 1 項で普通地方公共団体が、住民福祉を増進する目的や利用をもつて供する施設をさし、具体的には、都道府県又は市町村立の道路や公営住宅、学校や水道等が掲げられます。今回はそのうちの公園の維持管理について3点質問致します。

① 維持管理について

市内820か所ある公園の維持管理について、清掃や樹木の剪定、除草や安全点検など、維持管理には多くのマンパワーが必要です。そこで1点目の質問です。

■安全で快適な公園の維持管理をどのように行っているか、主な取り組みの現状をお聞かせください。

⑤

② 公園清掃にかかる出不足金の徴収について

この間、市町村合併による行政区の拡大や事業の効率化の下、行政サービスの限界が叫ばれ、それを補うために、自治体と地域住民の「協働」という考え方が進んできました。特に、災害や超高齢化社会への対応は急務であり、行政と地域住民との連携は不可欠なものとなっています。

一方で、少子高齢化や核家族化の影響を受け、町内会や自治会は活動の担い手不足や加入率の低下などの課題が広がり、自治会の在り方が問われ、具体的な負担軽減策も検討されるなど、今後も、対応が求められています。

そんな中であって、自治会活動のひとつとなっている地区の公園清掃について、複数の方からご意見やご質問が寄せられました。「公園清掃への参加が難しい高齢者世帯の方が、毎月1,000円の出不足金を払っている。参加できないので仕方がないとも思うが、となりの班の出不足金は500円。おなじ公園の掃除をするのに金額が違うのは釈然としない。」また、「出不足金の使途について説明がない。ただ、出不足金がないと回らないとも聞いている。公園がある地域はこれが当たり前なのだろうか」などの率直な声でした。

出不足金については、徴収の有無や金額は、自治会が定めているものであり、自治会運営の自主性が尊重されていることから、基本的には市が介入しない位置づけです。今回、このような声を受け、いくつかの地区で聞いてみたところ、地区清掃の出不足金は取らない地区もある一方で、1回につき500円、1000円、2000円など、自治会ごと、あるいは班ごとでかなりの開きがあります。その徴収額は、世帯数にもよりますが、地区によっては結構な金額になるのではないかと思います。

地域住民の利用が高くなる地区内の公園清掃は、地区の自治会で行うのが基本ですが、公園によっては、愛護会の有志の方々による美化活動も行われています。ただし、これは任意の活動であり、強制ではありません。高齢化、さらには新型コロナの影響もあり、地区の公園清掃の負担が大きくなっていることも考えられます。

自治会活動は、住民が無理なく役割を果たしあえる関係の構築が課題です。参加を促すため、また「不公平感をなくすため」ペナルティも仕方ないというご意見も当然聞きますが、公の施設の維持管理

が、個人負担として科せられ、事実上強制となっている実態は、把握・改善が必要ではないでしょうか。

自治会は、住民自治が要であり、地域の特性を重視して自主的に行われる組織ですが、行政の下請け機関ではありません。だからこそ、公の施設の維持管理の責任は自治体にあることを明確化し、行政はしっかりと実情に応じてフォローすべきです。出不足金の徴収は、ややもすれば金銭的なトラブルにもつながりかねません。そこで質問いたします。

■公園の清掃活動に係る出不足金については、住民への十分な説明と納得、一定の節度と配慮を求める必要があると考えます。見解を求めます。⑥

③ 公園の危険個所の情報収集について

今議会において、大在北公園の固定遊具の老朽化で、遊んでいた児童がケガをする破損事故の報告がありました。市内の公園の固定遊具は設置から一定期間が経過しており、こうした老朽化による破損事故が今後も懸念されます。

さて、保育所などでは、外遊びが重要な保育活動のひとつであり、公園利用も頻繁に行われます。保育施設の多くは園の敷地内に園庭が設けられており、以前は、満2歳以上の幼児1人当たり3.3㎡以上の園庭が設置基準として義務付けられていました。しかし、保育の受け皿を増やす過程において、設置基準は引き下げられ、2001年以降、面積基準は残ったものの、敷地内に園庭がなくても近隣の公園で代替可能となりました。つまり、園によっては、公園が保育施設の一部とも言えるわけです。公園遊具の保全・点検に見落としなどのミスは許されませんが、様々な使い方が想定される公園遊具の細部まで見極め、どの段階で危険とみなすか、判断も難しい上、かなりの時間とマンパワーが必要となる作業です。

今回のような破損事故は、命にかかわる問題であり、事故があつてからの改善とならないよう努めなければなりません。そのためには、利用者目線で危険を察知するのが効果的と考えますが、その点からいえば、保育士は常に危険察知の目で遊具を見ています。実際に子どもが使用してはじめて危険が分かることもあることから、ヒヤリはつとの情報を迅速に施設管理者に伝え、同時に保育関係者と情報共有

することは有効だと考えます。

公園の使用は、周辺の園のみならず、遠足などの園外保育で、普段使っていない園が使用することもあることから、情報や対応状況は確認しやすいことが望ましいと思います。そこで、質問いたします。

■公園の危険個所や気になる個所を迅速に知らせ、情報共有できるような、共通のシステムを検討すべきと考えます。見解を求めます。⑦

4. 保育・幼児教育行政

(1) 保育の質の担保について(子どもすこやか部)

① 保育体制について

今議会でも議題86号で、公立幼稚園と保育所を統廃合し、こども園化する条例の制定が提案されています。これまでも、わが会派は、1号認定子どもを定員に含む再編となる認定子ども園化は、園の大規模化や2号認定、3号認定の受け入れ数にも影響を及ぼすことから、待機児童解消に逆行し、生活リズムや保育の流れに課題が残されていることを指摘し、反対して参りました。

3歳未満の3号認定子どもは、当然一定の生活リズムが保障されているでしょうが、2号と1号の子どもについては、一斉保育後はその後の活動に合わせ、それぞれ保育の流れをつくるのが自然な保育活動だと思います。大人の都合で子どもの生活リズムを壊さないためには、保育士の数が重要になります。

そもそも国が定めている保育士の配置基準は、実態と乖離しており、長年、配置基準を引き上げるよう全国の保育関係者から意見や要望が出されています。私も省庁交渉にいく度に、保育士の配置基準を引き上げるよう求めてきましたが、国もその必要性を認識していることは伺えます。ところが、法改正や制度改正の度に、企業参入を促すため保育基準の規制緩和は行われても、保育士の配置基準引き上げは一向に進まず、ここにきて短時間保育士を活用するという改悪まで行われています。

くりかえしますが、保育の質の担保には、保育士の数は決定的です。保育士が足りないからパートでつなぐという細切れの保育では、保育士不足は解消できません。不安定な雇用、安い給与、積み重ねた経験が活かせず現場を去っていく保育士をこれまで何人もみてきました。こうした悪循環を断ち切り、保

育士不足を解消するためには、正規雇用の保育士を増やすことが絶対的に必要です。

さて、認定こども園の場合、通常、4時間保育と8時間保育の3歳以上児を同じ空間で保育することになるかと思えます。午前中で降園する1号認定子どもの保護者への申し送り、本来は午睡(昼寝)をする2号認定子どもへの対応、保育士の交代時の引継ぎなど、子どもの命にも関わることであり、保育の質にも影響します。大分市が幼稚園と保育所を統廃合して、認定こども園にする以上、保育の質をしっかりと保障することは絶対条件であり、保育士数は実態に応じて配置することが求められます。公立保育施設の統廃合による認定こども園化には賛同できませんが、市がさらに進める方針である以上、保育の質の担保は絶対に譲れません。そこで質問いたします。

■公立の幼保連携認定子ども園の正規保育士は、国の配置基準を基本とせず、実態に即して配置すべきと考えます。見解を求めます。⑧

5. ジェンダー平等 (1)生理用品について

①防災備蓄品の活用について(総務部)

先の質問で備蓄品の活用については質問がありました。男女共同参画センターでしっかりと対応するとの答弁でしたので、ぜひともニーズを把握して有効な活用を進めて頂きたいと思えます。そこで1点、確認しておきたいと思えます。

■防災備蓄の生理用品の有効活用については、担当課を通じて、教育委員会など他の部局とで連携し、協議を進めて頂きたいと思えますが、見解を求めます。⑨

②児童生徒への提供について(教育委員会)

学校での生理用品の考え方には様々あると思えます。生活に必要なものが準備できない状況を把握し、手がかりにするのは確かに有効なことです。質問に際し、ヒアリングの中では、こうした困りごとを自分で伝えられる教育を…との方針をお聞きしました。しかし、義務教育の場で安心して過ごすために必要なものなら、トイレペーパーと同様に提供するという考え方が、いま求められていると思えます。

■ジェンダー平等の観点から、生理用品は女子が必要な消耗品として、(学校現場での)提供を広げていくべきと考えます。見解を求めます。⑩